

# 令和8年度島根県立高等学校外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る 提案競争実施要領

令和8年4月20日  
島根県教育庁学校教育課

## 1 趣旨

英語学習における外国語指導助手の派遣により、島根県の外国語教育の更なる充実を図り、生徒の英語コミュニケーション能力の向上に資することを目的とした業務を実施する。ついては、当該業務を行うにあたって、プロポーザル提案競争を実施することにより優れた企画提案を求める。

## 2 委託業務名

令和8年度島根県立高等学校外国語指導助手（ALT）派遣業務

## 3 委託業務内容等

- (1) 委託期間  
契約締結の日から令和9年3月31日まで（予定）
- (2) 業務内容  
別添仕様書のとおり
- (3) 委託費限度額  
25,625,600円（消費税及び地方消費税を含む）  
※ この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、県との打ち合わせに要する費用を含む。

## 4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 過去3カ年（令和5～令和7年度）に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む）又は地方公共団体と同種又は類似する業務（国・地方公共団体との外国語指導助手派遣業務）の契約を締結し、履行した実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 最近1事業年度の消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (7) 島根県内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- (8) 島根県内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でないこと（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

- (11) 業務について十分な遂行能力を有すること。
- (12) 委託業務終了までの間、島根県教育庁学校教育課との協議、連絡調整が随時行えること。

## 5 提案方法等

- (1) 提出書類
  - ① 参加表明書（様式1）
  - ② 調達に係る質問書（様式2）
  - ③ 企画提案書 …6部（正本1部、副本5部）両面印刷可
  - ④ 見積書 …6部（正本1部、副本5部）  
積算を明示し、「島根県教育委員会教育長」あてとすること。
- (2) 企画提案書作成の留意事項
  - ① 仕様書に記載した委託業務をどのように遂行しようとするのかを実施計画に記載すること（様式任意）
  - ② 記載事項（必須項目）
    - (ア) 実施スケジュール
    - (イ) 実施体制
    - (ウ) 「令和8年度島根県立高等学校外国語指導助手（ALT）派遣業務」に関する具体的な提案
    - (エ) 過去の類似した事業実績
  - ③ 本業務の目的や本県の教育を取り巻く状況等を踏まえた上で、必要な事項があれば追加で提案することは可能
- (3) その他
  - ① 企画提案の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。
  - ② 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認められないので留意すること。
  - ③ 本要領に基づき提出された書類は返却しない。
  - ④ 提案書については、提案者がこの事業を委託する事業者として最適かを判断する材料とするものであり、提案内容をそのまま採用するものではない。

## 6 審査方法

- (1) 提案競争参加者から書類の提出及びオンラインによるプレゼンテーションを受け、別に設置する令和8年度島根県立高等学校外国語指導助手（ALT）派遣業務に係る提案競争審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査を行い、最も優れた提案を行った1団体を委託候補者として選定する。
- (2) 委員会が選定した者が辞退した場合は、次点となった提案者を委託候補者とする。
- (3) 審査の結果、適当と判断される提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。
- (4) 審査は、以下の観点により行う。

なお、委託費限度額（3(3)参照）の範囲内で、最大の効果をもたらすことが期待される優秀な提案に対して高い評価を行うものとする。

  - ① 外国語指導助手派遣業務内容を正確に理解し、事業の目的に沿った提案となっているか。
  - ② 過去3年間における外国語指導助手の業務実績どのくらい有しているか。
  - ③ 学習指導要領に基づいた外国語指導に係る工夫がなされているか。
  - ④ 生徒のコミュニケーション能力の測定方法等のノウハウを有しているか。
  - ⑤ 外国語指導助手の採用体制及び配置計画は業務の実施に適しているか。
  - ⑥ 外国語指導助手の採用後の研修は適切であるか。
  - ⑦ 外国語指導助手の管理体制は適切であるか。

- ⑧ しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）、しまね女性の活躍応援企業に該当する場合は加点評価とする。
- (5) 審査結果については、全参加者に文書で通知する。
- (6) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対する異議申し立ては受け付けない。

## 7 募集に関するスケジュール等

### (1) 業務内容に関する質問と回答

- ① 質問提出期限 令和8年4月24日（金）12：00【必着】
- ② 質問方法 「業務に係る質問書（様式2）」をメールにより提出すること。
- ③ 回答予定 令和8年4月30日（木）までに回答予定。
- ④ 回答方法 県ホームページ  
([https://www.pref.shimane.lg.jp/bid\\_info/bid\\_gakkoukyouiku/r8\\_shidou\\_alt.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/bid_info/bid_gakkoukyouiku/r8_shidou_alt.html)) に掲載する。

### (2) プロポーザル提案競争参加表明書等の提出

- ① 提出期限 令和8年5月8日（金）17：00必着
- ② 提出方法  
「プロポーザル提案競争参加表明書（様式1）」及び以下の添付書類について、各1部郵送又は持参により提出すること。
  - (ア) 登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後3か月以内のもの、原本）
  - (イ) 会社等組織概要（会社案内、要覧、定款等）
  - (ウ) 過去の類似事業実績（様式自由）
  - (エ) 島根県内に事業所を有する者は、県税に関する納税証明書（発行後3か月以内、原本）
  - (オ) 島根県内に事業所を有しない者（島根県に納税義務のない者）は、本社が所在する都道府県税に滞納がないことの証明書（発行後3か月以内、原本）
  - (カ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書（発行後3か月以内、原本）※ 持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

- ③ 参加資格通知 令和8年5月12日（火）予定

### (3) 企画提案書の提出

- ① 提出期限 令和8年5月19日（火）17：00必着
- ② 提出方法 「企画提案書」及び見積書を正本1部、副本5部、郵送又は持参により提出すること。  
※ 持参の場合の受付時間は、9：00から17：00（土・日・祝日は除く）までとし、郵送の場合は、郵便書留に限る。

### (4) 企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会

- ① 開催日 令和8年5月22日（金）
  - ・プレゼンテーションはオンラインで実施する。
  - ・開催時間等については、プロポーザル参加表明書提出者に別途連絡する。
- ② 実施方法
  - ・審査会を設置し、企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。
  - ・提案者ごとに、企画提案書に基づくプレゼンテーション20分以内、質疑応答15分の時間を設定する。

### (5) 審査結果の通知

審査結果については、令和8年5月25日（月）までに提案競争参加者に書面により

通知する。

(6) 審査会の延期・中止

審査会を延期する場合は延期理由及び延期後の実施日を連絡する。また、審査会を中止する場合は中止理由を連絡して提出書類を返却する。

## 8 契約の締結等

(1) 契約の締結

契約の相手は、審査会で選定された最優秀提案者を業務受託予定者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(2) 契約内容

学校教育課と業務受託予定者との間で、提案書を踏まえ予算の範囲内で協議を行い、契約内容を決定する。

(3) 契約金額

業務受託予定者から見積書を徴し、予定価格の範囲内において決定する。

(4) 契約保証金

契約金額の10/100以上。ただし、島根県会計規則第69条の2に該当する場合は免除する。

(5) 支払方法

業務受託予定者と協議の上、定める。

(6) その他の契約条項

業務受託予定者と協議の上、定める。

## 9 提出先及び問合せ先

島根県教育庁学校教育課

担当：辰己、栗栖

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL：0852-22-5421, 5419 FAX：0852-22-6265

Mail：gakkoukyouiku@pref.shimane.lg.jp